

改正

昭和58年3月17日条例第2号

平成10年3月30日条例第1号

平成11年3月23日条例第1号

平成14年3月29日条例第2号

平成16年12月20日条例第18号

平成17年3月29日条例第3号

平成17年9月26日条例第22号

平成20年6月23日条例第16号

平成22年3月19日条例第3号

平成24年9月28日条例第19号

令和7年3月21日条例第2号

蓮田市コミュニティセンター設置及び管理条例

(設置)

第1条 この条例は、地域住民の連帯感を醸成し、地域に根ざした新しいコミュニティ形成を促進するため、蓮田市コミュニティセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 センターの位置は、蓮田市大字貝塚1015番地とする。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) センターの施設等（別表の表の左欄に掲げる施設等及び附属設備をいう。）の利用に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(職員)

第3条の2 センターに、必要な職員を置くことができる。

(休業日)

第4条 センターの休業日は、次のとおりとする。

(1) 毎週金曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

（利用時間）

第5条 センターの施設等を利用することができる時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときはこれを変更することができる。

（利用者の範囲）

第6条 センターの施設等を利用することができる者は、次のとおりとする。

(1) 蓮田市、春日部市、久喜市、幸手市、白岡市、宮代町若しくは杉戸町に居住している者又は蓮田市内に通勤し、若しくは通学している者

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

（利用の許可）

第7条 センターの施設等を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。

(1) 公の秩序又は風俗を乱すおそれのあるとき。

(2) 公益を害するおそれのあるとき。

(3) 営利目的をもって催し等を行うおそれのあるとき。

(4) 暴力団（蓮田市暴力団排除条例（平成24年蓮田市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）の活動に利用されると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

3 市長は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

（利用権の譲渡等の禁止）

第8条 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用権利者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（遵守事項及び市長の指示）

第9条 市長は、センターの利用者の遵守事項を定め、及びセンターの管理上必要があるときは、

その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第10条 市長は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はセンターの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 第7条第3項の規定による条件又は前条の規定による遵守事項若しくは指示に違反したとき。

(2) 第8条の規定に違反したとき。

(3) 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

2 市は、利用権利者が、前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状の回復)

第11条 利用権利者は、その利用を終えたときは、速やかに当該施設等を原状に回復しなければならない。前条第1項の規定により、利用の停止又は取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第12条 センターの利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中にセンターの施設若しくは設備を損傷し、又はセンターの物品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(立入りの禁止等)

第13条 市長は、センター内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の立入りを禁止し、又はその者に対し、センターからの退去を命ずることができる。

(使用料)

第13条の2 利用権利者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納とすることができる。

(使用料の減免)

第13条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 市又は教育委員会が主催、共催する行事等に利用するとき。

(2) 市又は教育委員会が構成員となっている団体が主催する行事等に利用するとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別な理由があると認めるとき。

(使用料の還付)

第13条の4 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) センターの管理上必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用権利者の責めに帰することができない理由により、センターの施設等を利用することができなくなったとき。

(3) 利用権利者が、使用料を納付した後、利用しようとする日の7日前までに利用の許可の取消しの申出を行い、当該利用の許可の取消しを受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長がやむを得ない理由があると認めるとき。

(指定管理者による管理)

第14条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。第20条第1項において「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

(1) 第3条各号に掲げる業務

(2) センターの施設（設備及び物品を含む。以下同じ。）の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行う場合における第4条から第7条まで、第9条及び第10条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。ただし、第4条第2項の規定により休館日に開館し、若しくは臨時に休館日を定めようとする場合又は第5条ただし書の規定により利用時間を変更しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(指定管理者の指定の手続)

第15条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 市長は、次に掲げる基準を満たすもののうち最も適切な管理を行うことができると認められるものを指定管理者として指定するものとする。

(1) 第6条に規定する者の平等なセンターの利用を確保することができること。

(2) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にセンターの運営を行うことができること。

- (3) センターの設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。
- (4) 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。
- (5) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

(管理の基準等)

第16条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にセンターの運営を行うこと。
- (2) センターの施設の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

2 市長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
 - (2) 指定管理業務の実施に関し必要な事項
 - (3) 指定管理業務の事業報告に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理の適正を期するため必要な事項
- (事業報告書の作成及び提出)

第17条 指定管理者は、規則で定める事項を記載した事業報告書を毎月作成し、翌月の10日までに市長に提出しなければならない。

2 年度の途中において次条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して10日以内に当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(指定の取消し等)

第18条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理業務又はその経理に関する市長の指示に従わないとき。
- (2) 前条の規定による報告をせず、調査を拒み、又は指示に従わないとき。
- (3) 第15条第2項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。
- (4) 第16条第1項各号に掲げる基準を遵守しないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるとき。

2 市は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(指定管理者による施設の現状変更等)

第19条 指定管理者は、センターの施設の改修、増設その他の市長が別に定める現状変更を行おうとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

- 2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第20条 市長は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者にセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 前項の場合における利用料金は、別表に定める範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

(利用料金の納付等)

第21条 前条の規定により指定管理者が利用料金を収受するときは、第13条の2の規定にかかわらず、利用権利者は、第7条第1項の許可を受けた際に、前条第2項の利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

- 2 指定管理者は、利用権利者が前項の規定に違反したときは、当該許可を取り消すものとする。

(利用料金の減免)

第22条 指定管理者は、次に掲げる場合で、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市又は教育委員会が主催、共催する行事等に利用する場合
- (2) 市又は教育委員会が構成員となっている団体が主催する行事等に利用する場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特別な理由があると認める場合

(利用料金の返還)

第23条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部を返還する。

- (1) センターの管理上特に必要があるため、利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用権利者の責めに帰することができない理由により、センターの施設等を利用することができないとき。
- (3) 利用権利者が、利用料金を納付した後、利用しようとする日の7日前までに利用の許可の

取消しの申出を行い、当該利用の許可の取消しを受けたとき。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年3月17日条例第2号)

この条例は、昭和58年5月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月30日条例第1号)

この条例は、平成10年6月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月23日条例第1号)

1 この条例は、平成11年6月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成14年3月29日条例第2号)

この条例は、平成14年7月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月20日条例第18号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月29日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現になされた申請、許可その他の行為は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

附 則 (平成17年9月26日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の蓮田市コミュニティセンター設置及び管理条例、蓮田市総合市民体育館設置及び管理条例及び蓮田市農業者トレーニングセンター設置及び管理条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請について適用し、施行日前の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成20年 6 月23日条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の蓮田市コミュニティセンター設置及び管理条例（以下「新条例」という。）第14条第 1 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例第14条第 1 項及び第15条の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

- 3 指定管理者に蓮田市コミュニティセンターの管理を行わせるときは、施行日前に改正前の蓮田市コミュニティセンター設置及び管理条例の規定により市長がした許可その他の処分（施行日以後の利用に係るものに限る。）又は市長に対してされた申請その他の行為（施行日以後に指定管理者に管理を行わせることとなる業務に係るものに限る。）は、施行日以後における新条例の適用については、新条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした許可その他の処分又は当該指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成22年 3 月19日条例第 3 号）

この条例は、平成22年 3 月23日から施行する。

附 則（平成24年 9 月28日条例第19号）

この条例は、平成24年10月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月21日条例第 2 号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条、第13条の 2、第20条関係）

施設等の名称	利用区分	利用単位	金額
集会室	全面	1 時間	400円
会議室	全面	1 時間	200円
	片面	1 時間	100円
和室	全面	1 時間	200円
	片面	1 時間	100円
調理室	全面	1 時間	300円

卓球台	1 台	1 時間	100円
-----	-----	------	------

備考 次に掲げる場合の金額は、当該金額に100分の50を乗じて得た額とする。

- (1) 利用権利者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校若しくは高等学校に在学する者又はこれらに準ずる者である場合
- (2) 利用権利者が障がいのある者である場合
- (3) 前2号に規定する者又は小学校就学の始期に達するまでの者を主たる対象として利用する場合